

【公布された条例等のあらまし】

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四号）

一 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和四年三月十五日から施行することとした。

徳島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（規則第五号）

一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に鑑み、所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、令和四年三月十五日から施行することとした。ただし、二については、同年四月一日から施行することとした。